

## 歴史(江戸時代③・身分とくらし編)

太閤検地や刀狩などによって定まつた身分は、江戸時代になってさらに強まり、身分は①\_\_\_\_\_と②\_\_\_\_\_.町人に大きく分かれた。②\_\_\_\_\_には、土地を持つ③\_\_\_\_\_と土地を持たず小作を行う④\_\_\_\_\_との区別があり、有力な③\_\_\_\_\_は、村の自治をになうとともに⑤\_\_\_\_\_を徴収して領主におさめた。また、しきたりや寄合で定められたおきてを破るものには、葬式など以外には協力しない⑥\_\_\_\_\_という罰をあたえ、犯罪の防止や⑤\_\_\_\_\_の納入に連帯責任を負わせる⑦\_\_\_\_\_という制度もつくった。

②\_\_\_\_\_.町人とは別に、⑧\_\_\_\_\_.⑨\_\_\_\_\_と呼ばれ、社会的に厳しく差別された身分の人々もいた。このような身分政策は、武士に対する不満をそらすために取り入れられた。

